

那覇市デジタル化推進本部設置要綱

令和 3 年 4 月 27 日 市長決裁

（設置）

第 1 条 本市における ICT 及びデジタル化に係る施策を総合的かつ効果的に推進するとともに、これらに必要な重要事項を決定するため、那覇市デジタル化推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌業務）

第 2 条 推進本部は、次の各号に掲げる業務を所掌する。

- (1) デジタル化推進に係る全体指針の策定・運用に関すること。
- (2) デジタル技術を活用した行政サービスの質の向上に関すること。
- (3) デジタル技術を活用した業務改革の推進に関すること。
- (4) その他デジタル化の推進に必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 推進本部は、本部長、最高情報統括責任者（以下「CIO」という。）及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、CIO は、副市長（企画財務部担当）をもって充てる。

3 本部員是那覇市庁議規則（昭和 59 年 6 月 1 日規則第 19 号）第 4 条第 1 項に規定する構成員（市長、副市長（企画財務部担当）を除く。）をもって充てる。

（本部会議）

第 4 条 推進本部の会議（以下「本部会議」という。）は本部長が招集し、これを総理する。

2 CIO は、推進本部における所掌業務を統括し、本部長を補佐する。

3 CIO は、本部長が出席できないときはその職務を代理する。

4 本部会議には、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

5 第 2 条に掲げる所掌事務で庁議への付議案件と重複するものについては、本部会議を省略する。

（推進会議の設置）

第 5 条 推進本部は、第 2 条の所掌業務の具体的な取組を図るため、デジタル化推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(推進会議の所掌事項)

第6条 推進会議は、次に掲げる業務を所掌する。

- (1) デジタル化推進に係る全体指針策定の検討に関すること。
- (2) ICT 及びデジタル化に係る施策の庁内調整に関すること。
- (3) プロジェクトチームの進行管理に関すること。
- (4) その他 ICT 及びデジタル化に係る施策の推進に必要な事項に関すること。

(推進会議の組織)

第7条 推進会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、政策統括調整監をもって充てる。
- 3 副議長は、企画財務部副部長（企画調整課担当）をもって充て、議長を補佐し、議長が出席できないときは、その職務を代理する。
- 4 委員には、議長が必要に応じて ICT 及びデジタル化に係る施策に係る副部長又は所属長を指名する。
- 5 議長は、ICT 及びデジタル化に係る施策の進捗状況を CIO に報告する。

(推進会議の会議)

第8条 推進会議の会議は、議長が招集し、これを主宰する。ただし、第6条第2号から第4号までの所掌事項に該当し、かつ、特定の部署の業務に関する推進会議の場合は、議長の指示の下、副議長が当該会議を招集し、これを主宰することができる。

- 2 前項ただし書きの規定により、副議長が招集及び主宰を行った会議の結果について、副議長は、議長に報告する。
- 3 推進会議の会議には、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(プロジェクトチームの設置)

第9条 推進会議は、第2条の所掌業務の具体的な取組を進めるため、次に掲げる専門分野ごとに個別のプロジェクトチームを置くことができる。

- (1) 行政サービス向上分野
- (2) 協働によるまちづくり分野
- (3) 安全安心なまちづくり分野
- (4) 行政効率化分野

(庶務)

第10条 推進本部及び推進会議の庶務は、業務内容により企画財務部情報政策課又は企画調整課 DX 推進室において処理する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和 3 年 4 月 20 日から施行する。

(旧要綱の廃止)

- 2 那覇市 I T 推進本部設置要綱(平成 29 年 12 月 13 日施行)は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 15 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 22 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 4 日から施行する。